【協議項目 6-1】 職員の定数

1 概要

広域化後の組合職員定数を定めるもの。

※「職員定数」とは、事務事業を遂行するために必要とされる常時勤務する職員数であり、地方自治 法第172条第3項において、その限度を条例で定めるものとしている。

2 両組合の現状

組合名	職員定数(条例)及び令和3年4月1日時点の職員数
弘環組合	○弘前地区環境整備事務組合職員定数条例 第1条 弘前地区環境整備事務組合職員で、常時勤務に服する者(休職者を除く。) の定数は、78人とする。 第2条 臨時的任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4 項の規定により臨時的に任用された職員については、臨時の職に関する場合に任 用されたものに限る。)及び非常勤の職員は、前条の定数外とする。
	 ○令和3年4月1日時点の職員数 17人 (内訳) ●総務課 10人 課長・課長補佐 各1人、管理係 4人、広域化協議会事務局 4人 ●施設管理課 7人 課長・課長補佐 各1人、施設維持管理担当 5人 ※ごみ処理施設の運転維持管理業務の大部分が委託されており、現在配置されている職員は管理部門のみ ※事務局長は弘前市市民生活部長が兼務
黒清組合	 ○黒石地区清掃施設組合職員定数条例 第1条 この条例で職員とは、管理者の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員、同法第 22 条の 3 第 4 項の規定による臨時的任用をされた職員(臨時の職として任用された者に限る。)及び同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職に任用された職員を除く。)をいう。 2 前項の場合において、地方公務員法第 28 条第 2 項又は黒石地区清掃施設組合職員の分限に関する条例(平成 19 年黒石地区清掃施設組合条例第 4 号)の規定により準用する黒石市職員の分限に関する条例(平成 19 年黒石市条例第 30 号)第 2 条の規定に基づき休職にされた者は、次条の職員の定数外とする。第2条 職員の定数は、37 人とする。 ○令和3年4月1日時点の職員数 25 人(派遣職員を除く。)(内訳) ●事務局 5人 ●管理係 9人 ●焼却係 6人 ●粗大係 4人 ●埋立処分地 1人

3 広域化後の職員定数の考え方

これまでの協議で、広域化後は弘環組合の弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場の2施設でごみ処理を行うことが決定していることから、<u>現行の弘環組合の職員定数の基準を引き継ぎ、広域化時に想定される事務量及び作業量を踏まえ、広域化時までに職員定数を定めることにしたい。</u>

なお、職員定数の決定にあたっては、広域化後の安全かつ安定的な施設稼働の実現と、これまでの 協議で決定した新たな取組みを実施するため、以下の3点を考慮することにしたい。

- ①運転維持管理業務の大部分が民間事業者に委託されている弘前地区環境整備センター及び南部 清掃工場のやむを得ない事情による直営での運転維持管理
- ②弘前地区環境整備センターで新たに実施することが決定している危険ごみ(廃エアゾール製品・カセットボンベ、ライター)の処理装置操作のための人員配置(3人程度)
- ③令和8年度からの実施を予定しているプラスチック資源一括回収リサイクルに係る中間処理を直営で実施する場合の人員配置(未定)

○広域化後に想定される人員配置

弘環組合	事務局	事務局長		1人
		総務課	課長	1人
			課長補佐	1人
			管理係	4人
		施設管理課	課長	1人
			課長補佐	1人
			施設維持管理担当	4人
			【新】危険ごみ担当	3人程度
			【新】プラ資源一括回収リサイクル担当	未定
	弘前地区環境整備センター		※委託事業者の従業員数による	51人
	南部清掃工場		※委託事業者の従業員数による	15人

[※]委託事業者の従業員数は令和3年4月1日時点のものであり、短時間勤務対象者を除く。

4 調整方針(案)

現行の弘前地区環境整備事務組合の基準を引き継ぐ。

(参考)

>地方自治法(抜粋)

第172条 前11条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

- ② 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。
- ③ 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。
- ④ 第1項の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。